早稲田大学 消費者金融サービス研究所

Institute for Research on Consumer Financial Services Waseda University

第2回公開シンポジウム

「個人信用情報の保護と利用をめぐる諸問題」

―― クレジット社会の発展と消費者保護 ――



報告書

2003年1月29日(水) 経団連会館「国際会議場 | 早稲田大学消費者金融サービス研究所は、早稲田大学が社会的要請の高い分野に関し、自主的研究や学際的共同研究を行うことを目的に発足させたプロジェクト研究所のひとつとして、これまで消費者金融サービスをめぐるさまざまな問題に対する学際的、国際的な調査・研究活動を進めて参りました。

その活動の一環として、2002年2月に第1回公開シンポジウムを開催いたしましたのに引き続き、去る1月29日、「個人信用情報の保護と利用をめぐる諸問題」をテーマに、第2回のシンポジウムを経団連会館「国際会議場」において開催することができました。当日は、個人信用情報機関や消費者金融サービス関連企業をはじめ、消費者団体、学識経験者、マスメディア関係者などさまざまな立場の方に多数ご出席をいただき、お陰様で盛会のうちに終了いたしました。この場を拝借し、改めてあつく御礼申し上げたいと存じます。

このたび、当日の講演およびパネルディスカッションの内容をつぶさに記録した報告書がまとまりましたので、ご関係者各位にお送り申し上げる次第です。個人情報保護法の制定に向けての検討が進み、また個人信用情報に特化した個別法をどうしていくかという議論も高まりつつある昨今、本報告書が文字通り「個人信用情報の保護と利用」という重要なテーマに対する認識と理解を深めていただく一助となれば幸いです。

2003年4月

早稲田大学消費者金融サービス研究所 所 長 江 夏 健 一

● 実施概要

【開場】	経団連会館 国際会議場
【開催日】	2003年 1 月29日
【開催時間】	13:00~17:00
【協 賛】	財団法人金融財政事情研究会
【内容】	テーマ「個人信用情報の保護と利用をめぐる諸問題」
	―― クレジット社会の発展と消費者保護 ――
	開 場12:30
	開会挨拶 所長 江夏健一13:00
	基調講演 I 中央大学法学部教授(一橋大学名誉教授) 堀部政男…13:15
	基調講演Ⅱ 米国 CDIA 会長 バリー・コナリー14:10
	パネルディスカッション15:00
	閉会挨拶 副所長 坂野友昭17:00

早稲田大学消費者金融サービス研究所とは

企業金融をあつかうコーポレート・ファイナンスについてはこれまで多くの研究がなされてきていますが、個人(消費者)を対象とするパーソナル・ファイナンスに関してはほとんど学術的な研究がなされていません。金融ビッグバン以降の消費者金融サービスのあり方については、他業種からの新規参入、新商品・サービスの開発、新たな資金調達方法、新規チャネル展開、貸し渋り問題、上限金利の見直し、倫理の制度化、個人信用情報の保護、多重債務や自己破産の急増など解決すべき問題が山積みされています。

当研究所では、これらの諸問題について経済、産業、経営、消費者、諸外国の事情といった 側面から国際的・学際的に調査・研究を行うとともに、大学・大学院における消費者金融サービ ス関連講座の開設支援および教材作成、ワーキングペーパー、モノグラフの発行、シンポジウ ム、講演会などを行っています。

「個人情報保護法の構想と個人信用情報保護の重要性」

―― 日本における制度デザインの立場から ――

堀部 政男 中央大学法学部教授(一橋大学名誉教授)



世界40カ国以上が保護法を制定

プライバシーや個人情報の問題は、情報化社会の進展と深く関係してきた。19世紀末のアメリカで、ジャーナリズムによる個人の私生活の暴露が社会問題となり、2人の法律学者がプライバシーの権利をテーマに論文を発表したのを発端に、以後マスメディアの発達に伴って議論が成熟。さらに1960年代以降はコンピュータ技術の発展との関係で議論が活発化し、"自己情報コントロール権"という考え方も生まれた。日本では1961年、三島由紀夫氏の小説『宴のあと』をめぐるプライバシー侵害訴訟が起き、日本人が"プライバシー"という言葉を知る契機となった。

今日では、マスメディアやコンピュータ・ネットワークも一体化してとらえられ、全体をカバーする保護措置の必要性が問われるようになっている。特にヨーロッパでは1970年代に法律の制定が進み、現在では世界40カ国以上が民間部門の個人情報を含む法的ルールを確立している。1980年には有名な OECD のガイドラインが採択され、さらに90年には EC(現在の EU)が「個人情報保護指令」のプロポーザルを出す。これは第三国にも十分なレベルのプライバシー保護措置を求める内容を含むもので、日本でも通産省(当時)が個人情報保護に関するガイドライン(1989年)の改定の検討をするように

なった。

プライバシー保護は信頼性確保に不可欠

日本における個人情報保護法の議論の経緯としては、1999年1月、当時の大蔵省の金融審議会と通産省の割賦販売審議会の中に「個人信用情報保護・利用の在り方に関する作業部会」が設けられ、検討を進めていた。その一方で、同年7月に発足した高度情報通信社会推進本部が「個人情報保護検討部会」を設置し、そこでも個人情報保護システムのあり方について検討を開始するという2つの動きがあった。

同年10月6日、個人情報保護検討部会の座長であった 私は、この問題を40年間研究してきた立場から"座長私 案"の作成を提案し、10月20日にこれを発表した。この とき描いた日本の個人情報保護システムの将来像は、ア メリカ型でもヨーロッパ型でもない日本独自の道ともい うべきもので、まず"個人情報保護基本法"という広く 浅いものを制定。その上で公的部門の法の見直しや、信 用情報、医療、電気通信分野等での個別法や自主規制で の対応を講じるというものであった。現在の個人情報保 護法案(注・シンポジウム開催時点では廃案とされ、そ の後3月7日に修正法案が閣議決定)は、一言でいえば 基本法の上に民間部分について一般法が付け加わった形 になっており、個別分野については別途法制上の措置な どを講ずることができるとされている。今後は実態に即 した建設的な議論が必要となろう。

さまざまな情報関連サービスが存在する今日、プライバシー保護はその信頼性の確保のためにも必要なものである。プライバシー問題は情報化社会の陰の部分ではなく、むしろ"プライバシーを保護することによって事業活動の信頼性を確保する"という認識が重要である。

「消費者信用:アメリカ経済の盛衰を計るバロメーター

バリー・コナリー 米国 CDIA 会長



「インスタント・クレジットの奇跡」

FTC (連邦取引委員会)のミュリス委員長はある講演で、「信用状態の良好な消費者が、見ず知らずの人からいきなり1万ドルを借りて新車が買える。これは"インスタント・クレジットの奇跡"というべきものであり、信用情報システムの存在がこれを可能にしている。もし個人の信用情報を情報機関に提供する都度、本人の承諾が必要だとしたら、このシステムは崩壊してしまう」と語っている。クレジットは与えられた権利ではなく、勝ち取る権利である。ミュリス委員長もいうように、クレジットシステムの良さを享受しようと思う人は信用情報システムに自動的に参加するのであり、オプトアウト権の行使はここでは成り立たない。

いまでは世界の国々が、アメリカでの信用情報システムに関心を深めている。旧共産圏や東欧諸国でも、市場経済への移行に伴って成熟した信用情報システムの重要性を認識しはじめている。消費者信用が高度に機能することが国の経済成長に貢献するという認識が広がり、環太平洋地域における金融危機に対しても、多くの国の政府が信用情報システムの整備がその解決に貢献すると認識している。日本においても同じことがいえるのではないだろうか。

信用情報システムの成功要因は、その国の法的・政治

的側面と、文化的側面の2面から判断できる。アメリカでは、信用情報システムが誕生して70年のあいだ法律がなく、市場が成長した後に法律が誕生した。このため法律の基本原則は自由な情報の流れをむしろ奨励するものであり、これが消費者信用に多分に依存するアメリカ経済の成功を支えてきたといえる。しかし情報の保護と利用のバランスをどう図っていくかは、あくまで各国がそれぞれに判断することである。ただし一点だけアメリカの公正信用報告法について強調したいのは、その冒頭で「アメリカの銀行制度が公平で正確な信用報告に依存している」という基本理念が謳われている事実である。

信用情報の整備で利益を得るのは消費者である

アメリカでは、消費者支出の多くがクレジットに依存している。しかし最低所得区分に属する人々のクレジット利用率が、近年飛躍的に上昇しているにも関わらず、彼らの返済負担率は15年前と比べてほとんど変化していない。信用情報の利用によって不良債権化の確率を下げることができるという点で、信用情報機関は与信業者のリスク管理に大いに貢献しているだけでなく、クレジット関連商品の品揃えを充実させ、リスクベースの金利設定もできるようになるなど、その効果は多岐にわたる。こうして信用情報システムがうまく機能しているのは、独立した第三者が合法かつ平等な形で情報を収集しているからである。

個人信用情報が健全に保護され利用されることによって、消費者はより高い生活水準を享受できるようになる。データは少ないより多いほうがよいが、システムへの参加はあくまで自主的なものでなくてはならない。また共通の方式で収集・登録されたポジティブ・ネガティブ双方のデータが必要である。そして法律は、個人のプライバシー保護と与信業者データ利用とのバランスを図るものでなくてはならない。日本の法制度に関する議論が進み、すべての作業が終わったとき、日本の消費者はさらに大きな利益を得ることになるだろう。



◎パネリスト



堀部 政男

中央大学法学部教授、一橋大学名誉 教授。一橋大学教授、法学部長等を 経て、1997年から現職。日本学術会 議会員等公職多数。



バリー・コナリー

・米国 CDIA 会長。1994年より CDIA 会長を務める。CDIA は1906年設立、米国3 大個人信用情報機関 エクスペリアンなど500社以上の個人信用情報機関 にかかわるロビー活動や、海外諸国関連団体との連絡調査などの活動を行っている。



木村 晋介

弁護士、木村晋介法律事務所所長 (社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事、東京商工会 議所倒産防止特別相談事業専門ス タッフ、日弁連司法改革実現本部幹 事。



江崎 禎英

経済産業省商務情報政策局情報政策 課総括補佐東京大学卒業後、通商産 業省入省。大蔵省証券局、通商産業 省産業政策局、欧州委員会、内閣官 房内閣内政審議室個人情報担当室を 経て現職。



平野 征人

全国信用情報センター連合会理事・ 副会長、織日本情報センター代表取 締役社長。1976年に中戸で情報センターを設立。同年、全情連設立に参 画、1981年に全情連倫理綱領作成。 全情連は1998年より、日本情報セン ターは1986年の設立時より現職。



坂野 友昭

早稲田大学商学部教授、消費者金融 サービス研究学会常任理事早稲田大 学消費者金融サービス研究所副所 長。専門は経営略。



◎モデレーター

江夏 健一

早稲田大学副総長(常任理事)・商 学部教授、消費者金融サービス研究 学会会長、早稲田大学消費者金融 サービス研究所所長。専門は国際ビ ジネス、ニュービジネス論。 ◎コメンテーター(VTR 出演)

マイケル・スターテン

ジョージタウン大学教授 同クレジット・リサーチセンター所長

玉本 雅子

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 副会長

◎司会進行

中川 勇仁

「月刊消費者信用」編集長

江夏 本日のシンポジウム開催に 先立ち、参加者の皆様にアンケート をお願いした。まずその集計結果か らご紹介したいが、最も関心が高い のが「日本の個人信用情報機関のあ り方」、次いで「個人情報保護法制の整備と運用」「個人信用情報の多目的利用」「個人信用情報保護に関する立法化」そして「企業内または企業間の顧客情報の共有」がベスト5であった。こうした結果も踏まえて、これからのパネルディスカッションを展開していきたいが、まずその前に整理しておきたいこととして、先ほど堀部さんのご指摘にもあったように、日本ではプライバシーについては未成熟であったが、99年の住基法の制定に伴って関心が高まりつつあるという状況にある。

アンケート集計結果

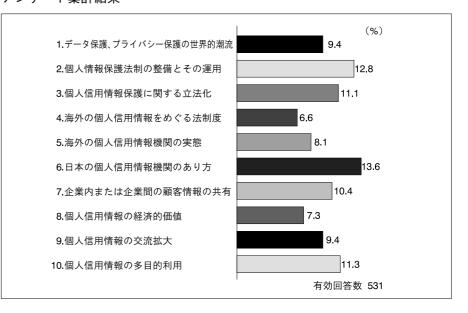
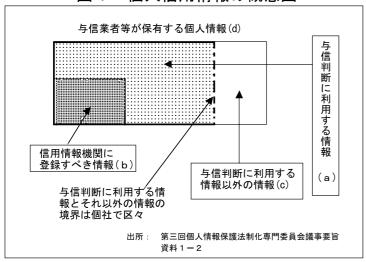


図1 個人信用情報の概念図



しかしながら、個人情報と個人信用 情報の違いについての認識はあまり 定かではない。

そこでその概念について説明して おきたい(図1参照)。すなわち、 与信業者等が保有する顧客の個人情 報のうち、与信判断に利用する情報 であり、なおかつ個人信用情報機関 に登録すべき情報が純粋な意味での "個人信用情報"である。また、与 信業者が保有する個人情報でも、与 信判断に利用する情報とそれ以外の 情報の境界線は各社によって異な り、個人情報と個人信用情報の切り 分けの点では、このあたりが問題と なりそうである。そこでここでは、 個人信用情報とは「客観的かつ与信 判断に必要な最小限の情報 | (①氏 名、生年月日など個人の属性情報、 ②契約内容に関する情報、③延滞な どの情報、等)と定義する。さらに 個人信用情報機関については、①貸 金業規制法第30条、②割賦販売法第 43条、③大蔵省·通産省「個人信用 情報の保護・利用の在り方に関する 懇談会 | 報告書 (1997)、という従 来からの定義がある。

これらを踏まえ、個人信用情報機

関の活動とその特徴についてまとめ ると、「活動の目的」としては①公 共性(消費者の人格的利益に配慮し ながら、市場全体の利益を目的とす る) と、②非営利性(加盟会員の相 互互恵のために設立されたもので、 営利目的ではなく運営の安定のため に株式会社組織などの形態をとって いる)。「業務」の面では、特に情報 源および提供先、提供(目的)が限 定されていることが重要な意味を持 つ。すなわち基本的に与信契約に 伴って生じた契約情報について、情 報主体からの同意を前提とした報告 によってこれらを登録しているこ と。そして与信業者や債権回収業者 が、その業務目的の達成のためにの み情報を利用するということであ る。また「業務達成の手段」として は、情報網の存在とその閉鎖性、す なわち情報ネットワークはあるがあ くまでも閉鎖的なものであり、広く 開かれたものではないという特徴が ある。

こうしたいくつかの特徴があることをご理解いただいたうえで、これから個人信用情報ないし情報機関のあり方等について話し合っていきたい。まず最初に、個人信用情報にはどのような価値があり、あるいはどんな課題があるかという点について、坂野さんから経済学の側面からのコメントをいただきたい。

坂野 まず個人信用情報の価値に 関する議論であるが、これは価値が あることを前提に行われるものであ る。価値があるからこそ悪用しよう という人も出てくるのであり、価値 がなければそのような問題は起こら ない。そこでまず、個人信用情報の 経済価値について長年研究してこら れた、ジョージタウン大学のマイケ ル・スターテン教授のビデオからご 覧いただきたい。

スターテン 我々の研究は、与信



マイケル・スターテン

業者が与信可能な対象層をより広く 取っていく上で、個人信用情報が重 要な基盤となっていることを明らか にしている。最初に与信判断を行う ときに、きちんとした信用情報があ り、それに立脚した与信判断をする ことによって、延滞の確率を低く抑 えることができる。成約率、あるい は与信拒絶率の双方から考えても、 結果として信用情報が充実すればす るほど、与信業者はこれらの数字を よりコントロールすることができる こともわかっている。基盤となる個 人信用情報が充実しているほど、結 果的に信用供与もコントロールさ れ、消費者にも幅広い便益を与える ことができることが、我々の研究成 果によって示されている。

坂野 このビデオを若干補足する と、アメリカでは個人信用情報の経 済価値に関する研究が多数行われて おり、大きく分けて3つのタイプが ある。一番目は「マクロデータを用 いた間接的研究」で、先ほどのコナ リーさんの報告にもあったように、 個人信用情報の整備が進んでいく と、それに伴って色々なプラス面が 現れてくるということを示していく ものだ。たとえば、低所得者に対す るさまざまな形でのクレジットのア ベイラビリティ(与信を受けられる 可能性)が高まっていく、他の条件 を等しくすると金利も下がってい く、あるいは延滞率や貸倒れ率の抑 制が進む――といった研究成果を示 すことで、個人信用情報の経済価値 を実証するというタイプの研究であ

次の「理論的研究」は、個人信用 情報機関の存在価値を理論的に説明 していくものである。そのひとつが

経済学における"逆選択"というコ ンセプトを利用したものだ。逆選択 とは、保険などを例にとると、危険 度が高い人にも低い人にも最初から 同じ保険料率を適用すると、危険度 が少ない人はそこから逃げ出してし まい、保険料率がますます高くなる という、当初期待したのとは逆の状 況になることである。すると保険業 界はますます優良客を失い、市場が 縮小してしまう。消費者信用市場も 同じで、貸し手は借り手の返済能力 について、借り手本人よりも少ない 情報しか持ち得ないという"情報の 非対照性"というものがあるため、 その客観的な判断材料となる個人信 用情報がないと、逆選択が起こりや すくなり、マーケットが縮小してし まうというものである。理論的研究 の2番目にご紹介するのは、「貸し 手間で情報の共有が行われる理由」 についての研究で、結論だけをお話 しすると、情報共有が貸し手間で進 めば進むほど、市場の効率化が理論 的にも高まるということが示されて いる。3番目の「クレジットビュー ローが存在する理由」という研究で は、情報の正確性などを担保するた めに個人信用情報機関が必要である ということが理論的に示されてい

最後の「実証研究」は、他の条件 をすべてコントロールした上で、個 人信用情報が本当に経済的価値を 持っているかについて、より直接 的・厳密な形で研究したもので、代 表的なものを4つ挙げた。ひとつ は、43カ国でデータをとり、個人信 用情報の整備が進めば進むほど、そ の国の消費者信用市場の規模が大き くなり、効率性が高まっていくとい | るなど、共有があまり進んでいない

うことが、経済の規模などをコント ロールした上でも実証されたという もの。2番目の研究は、クレジット ビューローのデータなしで与信をし た場合と、データを使った場合とで の与信精度の違いに関するもの。3 番目は、ポジティブ情報とネガティ ブ情報の双方を使ったときと、ネガ ティブ情報のみの場合との与信精度 や延滞率の違い。さらに4番目は、 情報の共有が他業態間で認められて いるほうが、同一業態内での共有し か認められていない場合より与信精 度が向上し、延滞率も下がるといっ たものである。

以上に加え、日本でも2000年11月 にテラネットが稼働したが、その前 後において与信の精度がどれだけ変 化したかという研究もある。この結 果、①テラネットの情報導入後、口 座の不良化率が低下した、②テラ ネット情報があれば、過去のリスク 判定も高い確率で行えた――という 点が確認されている。

これらをまとめると、消費者信用 市場の効率性は、①クレジットの利 用可能性(借りたい人がいつでも安 心して借りられること)、②価格 (金利)、③副作用(延滞や貸倒 れ)という3つの基準で測ることが できるといえる。先ほどからのさま ざまな理論的・実証的研究の成果か らみて、個人信用情報機関があるほ ど市場の効率性は高まるということ ができる。

こうした研究成果が、個人信用情 報の経済価値に対して何を示唆する かというと、①個人信用情報が主と してネガティブ情報に制限されてい たり、利用が業態別に制限されてい

と、消費者信用はあまり発達せず、 特に信用リスクが高い層にほどその 効果は顕著に現れる。②個人信用情 報の整備が進んでいないと、国民一 人あたりのクレジット利用可能額も 減る。もしくは、利用可能額が上が るにつれて金利も急速に上がってい く。③包括的な個人信用情報機関が ないと、消費者支出の成長や耐久消 費財産業の成長が阻害される、④個 人信用情報の蓄積が制限されると、 返済確率を測定する代替的尺度が必 要となるが、場合によってはその手 段や尺度は信用履歴よりプライバ シーを侵害し、客観性が低いことが 多い、⑤個人信用情報に対する規制 が厳しくなるほど、より厳格な回収 行為が認められたり、自己破産を制 限する法的措置がとられる可能性が 高まり、それらは多くの社会的弊害 を伴う。以上のような点が、これま での経済学的研究から明らかにされ ている。

江夏 ただいまの報告は、理論的な研究成果によるものだが、先ほどコナリーさんによる実務的なお話とも一致する。コナリーさんも同意されるところだと思うが、もしその副作用や問題点、あるいはさきほど時間の関係でお話しいただけなかったことがあればご意見を伺いたい。

コナリー 先ほどは時間の関係もあって、個人信用情報のマイナス面についてあまりお話ができなかったが、改めて ID 窃用の話をしたい。今後日本の情報機関において、どのデータを個人識別情報として使うかということは、一度それを使うと決めたら決して変えないことが重要だ。アメリカの議会では、社会保障番号を特定の状況下で使うことを禁

止する法案が審議されている。社会 保障番号は、身元がわかるユニーク な番号が個々人に割り当てられてい るものなので、これを収集して他人 に成りすますと、本人が相当な打撃 を被ることになるからだ。従って、 ファイルの中にこうした個人識別情 報を残すかということを明確に決め る必要がある。

アメリカでは社会保障番号の使用 の禁止がうたわれているが、一方で 社会保障番号は、身元確認情報とし ては一番わかりやすいものである。 悪用という問題点もあるが、我々は プラス面のほうが大きいと主張して いる。興味深いこととして、現在、 与信企業でも個人信用情報機関の情 報を使ってソフトウェア開発を行 い、銀行や貸金業などが虚偽申請等 を識別しようとしている。そこでも データが重要なわけであり、データ 利用をあまりにも厳密にしてしまう と、そのソフトウェアが活用できな くなり、虚偽申請の判別に使えない ということになる。必要以上に運用 を厳密にすると、よい目的のために も情報が使えなくなってしまうので ある。

一昨年9月11日の同時多発テロ以降、特に警備関係での人材採用が増えているのだが、きちんと彼らの背景を調べてみると、本来なら採用できなかったような人が採用されてかる。そもそも誰を守っているのが従来員の身元確認をしなかったように問題をしなかったように問題がある。州によっては、裁判所が公開する情報へのアクセスを制限し、使うことができないということがあった。その一方において、たとえ

ばデイケアセンターなどで、児童に 悪戯を働いた人が採用されるという 事件が発生した。情報利用のメリットを考えると、情報が使えることの 利点のほうが、使えないことによる デメリットよりも大きいのではない か。

最近、ある会議で香港の規制当局の方と話し合ったのだが、香港ではあまりに制限的な法律があるために、市場が惨憺たることになったという話があった。ポジ・ネガ両方の情報を使うことができなかったため、延滞率も上がったとのことである。法律がきちんと整備されていないために経済が悪化したことから、これを変えていくべく施策を練ろうとしているようである。

江夏 両氏から、個人信用情報を 利用することの経済的価値という観 点からのお話をいただいたわけだ が、やはり日本の一般的な消費者に は、そうした施策をとることへの懸 念、特に個人情報の保護ということ で、非常な懸念があるようだ。その 観点からの代表的なコメントを、こ れからビデオで見ていただきたい。

玉本 私ども、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会では、平成3年から消費者相談室を設け、年間約1,200件の相談を受けている。その中で個人信用情報に関する相談をみると、情報の漏洩、過剰与信の問題、プライバシーの問題などが多く寄せられている。中でもとが多く寄せられている。中でものが個人情報の漏洩に関すると、資格商法に関するものが非常に多い。中には、一度契約をすると次から次へと色々な事業者から電話がかかり、5年間に数百万円の契約



玉本 雅子

をしてしまったという例もある。こ れは過剰与信の例でもあると思う。 また高齢者、とくに一人暮らしの年 金生活者の方が羽毛布団を買った ら、布団のクリーニングなどと言っ て次々に違う事業者が訪れ、複数の クレジット会社と契約してしまった 例もある。

消費者金融については、最近は多 重債務問題が大きくなっているが、 一度消費者金融からお金を借りる と、切れ目なく融資の勧誘があり、 なかなか全額が返済できないという 相談がある。これも過剰与信であ り、個人情報の漏洩が、多重債務者 を増やすということである。個人情 報の保護、プライバシーの保護がな されることによって多重債務者の数 も少なくなっていくのではないかと 考える。

最近はネットの取引も増えてお り、クレジットで支払うという方法 も多い。そのクレジットの情報が他 人に流れ、他人に使われてしまう "成りすまし"や"不正使用"の例 も多いので、ネット情報の管理や整 備も必要だと思っている。個人情報 保護の法律が制定されないまま、住 基ネットも稼働しており、個人情報 | うところにどっぷり漬かっていたと

も個人信用情報もいったん自分の手 から離れるとそれを取り戻すことは できない。そうした情報を取扱う人 に対しては、責任を明確化すること が必要だ。そして目的外の利用の禁 止、守秘義務の明確化、およびそれ らを担保する規定が必要ではないか と考えている。

江夏 現場でさまざまな消費者相 談に対応している方からのコメント だが、こうしたご意見に対し、木村 さんはどのようなご意見をお持ち か、率直なところをお話しいただき たい。

木村 去年は、プライバシーに基 づく小説の出版差し止めという最高 裁判決をとることができ、19世紀的



木村 晋介

な "メディアとプライバシー" とい

ころだが、今年こそは21世紀の信用 情報の問題に取り組むときがきたよ うに思う。クレジットにまつわる暗 い影の部分は、私たち相談に乗る側 の者には特によく見えてくる。私た ちは必ずしもクレジットの全体像を 見ているわけではなく、病気になっ た人を見るため、陰の部分ばかりを みているといえる。しかしこの陰の 部分が全体の仕組みから出てきてい るのも事実であり、それを放ってお くことはできない。

先ほどから、消費者にとっても信 用情報はベネフィットがあるとのご 指摘であり、その通りだと思う。私 はあまり新しいもの好きではなく、 車も運転しなければ個人的にはワー プロやパソコンも使わないが、あま り不便には感じていない。しかしク レジットカードだけは使えないと非 常に不便であり、クレジットは自分 のような人間にさえ必要なものに なっている。ただ信用情報について は、その透明性の確保や悪用の排除 などがきちんとなされなければ、 せっかくのメリットも吹き飛んでし まいかねない。いまいわれているメ リットは、主としてマクロ的視点か らみたもので、それが結果的に消費 者にも利益を生むということは十分 理解できる。同時にマクロ的な視点 からすれば、私たちが扱う犯罪など でも、その原因をたどっていくと借 金返済であるということが多い。そ の意味で、多重債務者が増えること は私たちの社会の安全にとっても無 視できない脅威であり、多重債務を 減らすための信用情報は社会にとっ てその意味でも重要なものだといえ

ところが、その信用情報が逆に多

重債務に拍車をかけることに使用さ れるという例が広がっている。どの ようなものがあるかというと、すで に300万円くらいの債務を持つ依頼 人のところに、いわゆる"都(1)" 業者からの DM が何通もきている といった事例がある。「無審査でご 利用30万円まで」「債務整理中、ブ ラック、破産された方、積極的にご 融資します」と、どれも同じような 内容だ。なぜこの手の DM が多重 債務者だけを狙って送られてきてい るかといえば、こうした相談者に関 する信用情報がどこかから漏洩して おり、リストに基づいて複数の DM が送られてきているためだろ う。この件については、東京新聞の 1月21日号に「山口組系 都内に 1.000社超えるヤミ金融 | という記 事が載っており、その後実際に手入 れが入っている。この DM を出し たのも、こうした系統のものなのだ ろう。暴力団関係者は貸金業登録を 受けられないが、彼らはリクルート 雑誌で従業員を募集し、集まってき た人に登録させ、店長にして電話で 貸し付けさせる。金利は1週間で 200~300%くらいのものが多い。こ のようにデータが悪用されてしまう と、とてもひどい状況になる。

ここに、本来はよかれと思って作られたシステムが逆用されている点が2つある。ひとつは過剰な与信を避けるために作られた個人信用情報のシステムが、過剰与信を作るために使われているという逆転。もうつは、きちんとした業者であることを証明するはずの貸金業登録制度が、暴力団によって悪用されてしまい、本来プラスに評価すべき「登録済」という情報が逆用されてしまっ

ている。せっかくよい目的のために 作られた制度が、悪用を許す余地が 出てきたために逆利用されてしまう という例であろう。信用情報の保護 は急務である。

江夏 実例に則してシリアスな現 実をご紹介いただいた。では個人信 用情報機関の立場から、今の問題も 含め、どのような形で保護に取り組 んでこられたか、またどのような問 題が生じているかについて、平野さ んいかがだろうか。

平野 私ども情報機関は、個人信 用情報に関する法律が貸金業規制法 や割賦販売法しかないという状況の 中で、長年にわたって信用情報の保 護に努力を重ねてきた。先ほど堀部 先生の基調講演の中で、私ども全情 連の倫理綱領をご紹介いただいた が、これは20数年前、OECDのプラ イバシー保護8原則が出されて間も ないころに作ったものである。若干 の修正はあったが、制定当初から、 情報の主体者は消費者であり、与信 業者や情報機関のものではないとい うところから前文が始まっている。 この考え方に基づいて、この時点か らすでに本人情報の無料開示も定め ているし、収集は与信の目的に必要 最小限の情報に限るなどの約束事を きちんと決めてきた。こうした原則 を早くからきちんと確立してきたか らこそ、警察などから捜査情報とし て見せろといわれても我々はきちん と対抗し、情報を守り続けることが できた。

その中で、残念に思っていることがひとつある。お客さまから登録・ 利用の「同意」をとることについて、その考え方自体は間違っていなかったのだが、これについて「同意 文言」という言葉を使ってしまい、 それが現在まで定着してしまったこ とである。これはそもそも、我々の システムはこういうものであり、こ ういう目的でしか情報を使わないと いうことをまずオープンにして、そ れをきちんと告知してご説明し、そ れに対して確認の意味で OK をもら うというべきものだった。不動産契 約の重要事項説明と同じで、あくま で告知の確認であるべきものが、 「同意文言」などと言ってしまった がために、まるでお客さまから許可 をいただいて登録させていただいて いるという誤解を持つ世界を作って しまった。そういう世界であっては 困る。実はこのことは、今回の個人 情報保護法案における、自己情報の 第三者提供等に際するオプトインや オプトアウトなどの考え方が、信用 情報機関にそのまま適用されるとど

のような問題が起きるのかという議

論の基本になっている。せめて「告

知確認」といった用語にしておけ

ば、この問題はもっとクリアになっ

たのではないかと思われてならな

我々情報機関では、全情連の倫理 綱領をはじめ、他業界の信用情報機 関もそれぞれに自主規制基準を策定 し、厳格にこれを守るなど真剣な努 力を続けている。日本の場合、者 力を続けている。日本の場合、者 力を続けているが、 はから攻められ、議論するといずに来ては知心の配慮を で我ながら、数年前に仙台 で我々の情報機関から数万件の情報 漏洩が起きた。これは我々のモニタ りので、我々が告訴したケースではあ るが、社会的に不信感を与えてし まったことは事実である。このと き、非常に残念だったのは、情報を 盗用されながら、情報そのものに価 値が認められていないために、契約 や自主規制ルールに基づいて情報を 盗んだ者を処分することしかでき ず、裏側でその情報を盗らせ、利用 している"悪意の第三者"について は全く手が及ばなかったことであ る。それは今度の個人情報保護法案 でも改善されることはない。だから こそ、信用情報については何とか別 途の法律で担保していただかなけれ ば、個人信用情報の枠内にとどまら ず、あらゆる情報システムに大きな 問題を残すような気がしてならな 1,10

江夏 情報機関側からの法律に対する切実な声に対し、堀部さんのお立場からこれからの課題は何であるかについてお聞かせいただきたい。

堀部 これまでのパネリストの発 言を伺い、補足的に申し上げておき たいことがある。ひとつは、坂野さ んによって経済学の面からみた信用 情報の経済的価値に対する研究がア メリカなどで色々と行われているこ とが明らかになったわけだが、法律 学の面からも、特にアメリカの公正 信用報告法(1970年)が制定され、 法律関係の研究者でもこれに対する 研究が行われているということだ。 当時の銀行協会の個人信用情報セン ターなどでも、これを基にする検討 をしてきた。そうした中で法律関係 の学界では、80年代に入り、主とし て関西の研究者が個人信用情報を保 護する法律の制定を求める論文や共 同で著書を出すなど、かなり熱心に 議論をしてきた。日本弁護士連合会 でも、個人信用情報について保護法を作れという議論があった。私はそうしたものにも関心を持ちながら研究を続けてきたが、もっと広く個人情報やプライバシー保護全般にかかわる検討をし、そうした観点から個人信用情報について議論をしてきた。

また、いま平野さんが触れた事件 は、1996年の8月に朝日新聞社から その発生に際してコメントを求めら れたことで知ったのだが、記憶では 85万件の個人信用情報が情報機関で 盗用されているというものだった。 記者の関心は、こうしたことへの法 的保護措置の有無ということととも に、今後どうすべきなのかという点 にあった。これに対し、私はやはり 何らかの法的保護措置が必要であ り、他の国に比べて日本の場合は遅 れているということを強調した。そ れに続き97年2月には他の情報機関 からも情報の漏洩が発生し、私も新 聞にコメントをしたり論文を書いた りした。平野さんがおっしゃった仙 台事件は96年8月に起き、偽って貸 金業登録をして信用情報を集め、そ れを販売したというものである。犯 行は福島で行われ、仙台の地検が仙 台裁判所に起訴し、1997年7月17日 に判決が出たのだが、個人信用情報 が漏洩しても、その漏洩自体を処罰 する規定がないため、貸金業法に基 づく偽りの登録という部分でかろう じて有罪になった。

こうした情報の漏洩が明確に表に 出た事件がいくつか続いたことで、 大蔵省と通産省で検討をすることに なった。その検討結果は「個人信用 情報保護・利用の在り方に関する懇 談会報告書」(1998年6月12日)、お

よびさらに具体的な検討を行った作 業部会の「個人信用情報保護・利用 の在り方に関する論点意見の中間的 整理 | (1999年7月6日) として、 いずれも私がその座長としてとりま とめにあたったものである。後者の ほうには、前者の報告書での指摘の ポイントを具体的に列挙している が、今後法的に取り組んでいこうと いうことを示している。その一方 で、基調講演でも申し上げたよう に、高度情報通信社会推進本部でも 個人情報保護全般について検討する ことになり、先の作業は現在のとこ ろ実質的にストップしているのが現 状だ。時間があれば、後で詳細に触 れることにしたい。

江夏 それでは、これまでのようなさまざまなステイクホルダーの意見を踏まえ、行政の視点からこうした個人信用情報の保護と利用に関する課題は何であろうかという点について、江崎さんからお願いしたい。



江崎 禎英

江崎 私は、内閣においてこの法 案の起草に携わってきた。起草に当 たっては、消費者からも事業者から も様々なお話を伺った。規制法を作 る際の基本ルールとして、「本当に 規制しなければならないものは何 か」、「何を制限することが社会的に 是とされるのか」を見極めなければ ならない。また、プライバシーに関 して、日本の意識はそれほど熟して はいないことから、先進国とされる ヨーロッパの関係機関を直接訪ねて 勉強する機会も持った。

その中で、まず前提となること は、「情報は流通するもの」という こと。"情報社会"において、イン ターネットを使えば何でも調べられ るような実態を否定してかかるの か、それとも当然の前提として考え るのかということは非常に大きな問 題であった。ヨーロッパのように個 人情報は本人から取得すべきものと の前提に立ってしまうと、非常に運 用の困難な制度になってしまう。一 方で、今や個人情報は非常に価値の 高いものであり、その利用を止めて しまうと本人をはじめ様々な不利益 が発生する。そうした中で如何なる ルールが IT 時代に合っているのか というのが重要なポイントであっ た。

また、本日のテーマからすると意 外に思われるかもしれないが、現在 の情報化社会において特定の個人情 報に着目したルールを作ることはで きないだろうという認識で一致し た。特にコンピュータやネットワー クがここまで発展し、情報がいくら でもマッチングでき、それによって 情報の価値が高まり、あるいはプラ イバシー侵害の可能性も高まるとい う状況のはルール作りを極めて難し いものにした。一方、消費者の立場 に立つと「何をされることが一番嫌 だろうか」という点も様々に検討さ れた。先ほど消費者相談を受ける方 からのお話もあったが、個人的な経 験からも不安を掻き立てられるよう な使い方もあった。これをすべて禁 止して良いのか。何をすることに よって消費者は安心できるのかとい う問いかけの繰り返しである。

大事なことは、単にヨーロッパの 古い法律を真似るのではなく、高度 情報化社会の中で主要プレーヤーと して守るべき最低限のルールを構築 すること。一方で、プライバシーを 本当に守ろうというのであれば、 費者自身にもある程度注意を払って もらう必要があり、これを可能にす るする制度であること。これによっ て、「保護」と「利用」のバランス を図ることが一つの答えであるとい う方向性が見えてきた。

スライドを参照していただきたいが、結果として我々がたどり着いたのは、先ほどコナリーさんのお話にもあったアメリカの法律がたどった歴史に近いものになっている。すなわち、「個人情報は流通するもの」であり、「使われることによっている。また、消費者が一番値が高まるもの」だという認識に立っている。また、消費者が一番を使うだろうという予想をはるかに超えて、「え?そんな使い方をするのですか。」といった状況になること。したがって、まず、情報化社会のメインプレーヤーとしては、

「当社はこのような目的で個人情報を使う」ということを明らかにしていただき、目的を明確にしてもらう以上目的の中身自体は制限しないことで将来的な利便性を確保する。この上で、情報はマッチングするほどリスクが高まるという点を踏まえ、十分な管理を実現するようセキュリティーの義務を負っていただくということ。

以上を整理すると、まず利用目的

をはっきりさせ、適切に情報を取得 する。盗まない、騙さない、しっか り管理するという、それだけのこと である。情報は流通するものであ り、本人からも第三者からも取得で きる。ただし、本人から直接取得す る場合は、あらかじめ利用目的を明 示する。これは「同意」ではない。 あくまでそれを見せることで、本人 が注意を払える環境を整えることで ある。第三者から間接的に個人情報 を取得した場合は、取得後速やかに 利用目的を公表し、その目的の範囲 で使う限りにおいては制限は受けな い。そのかわり、漏洩の防止等セ キュリティーには十分配慮していた だく。さらに情報を継続的に使うの であれば、それが本人に利益・不利 益を及ぼしていく可能性に鑑みて、 情報の内容等が間違っていないこと を本人がチェックできるようにする ということである。

この法律の中で、「本人からの同 意」を求めているのは「目的外利 用」についてである。これは、本人 の知らないところで目的外利用を行 うことが本人を最も不安にさせると いうことの裏返しである。この延長 線上の問題として、「第三者への提 供」がある。第三者に渡してしまう とどのような目的で使うか保障が出 来ないことになるため、あらかじめ 「同意」を得てくださいというも の。アメリカの例がそうであったよ うに、個人信用情報機関はまさにク レジットのために個人情報を使い、 そのために個人情報を共有するので あれば、恐らく消費者は不安を感じ ないであろうということであった。

本日の論点でもある、信用情報機 関が金融機関やクレジット会社と情 報を共同利用するときに、全部同意 をとる必要があるのかということだ が、これについては、共同利用につ いて「あらかじめ本人に通知し、ま たは本人が容易に知り得る状態にあ る | 限り同意は不要である。コナ リーさんのお話にもあったように、 一旦適正な手段で取得した個人情報 を、後から本人がその利用の停止を 求めても法律上は利用停止義務が課 されない。企業が公表している個人 情報の利用目的の範囲で使う以上、 消費者の方でも注意をしてください ということだ。ただし"それ以外" の目的で利用するときには、本人の 同意が必要になる。恐らく後半の議 論で、共同利用とは何か、信用情報 におけるルールがどの程度までさら に厳しく議論されるべきかという展 開になると思われるが、法案が求め るルールはこうした哲学のもとで考 えられているということである。

江夏 これで一巡したが、利用と 保護に関する現状とその課題を洗い 出したということになる。次に今後 のあり方や方向性について見ていく ために、まず坂野さんから、各国の 個人信用情報機関の類型、それぞれ の良い点・悪い点、改善すべき点な どについて簡単に整理していただき たい。

坂野 まず、海外の代表的個人信用情報機関の概要についてお話ししたい。ポイントを申し上げると、こうした信用報告システムは、①性質:公営か民営か、競合の有無、法人情報を含むか、業態別かなど、②法的フレームワーク:登録・認可制か、開示制度の有無、登録同意取得義務など、③プライバシーに関する法的フレームワーク、④収集される



坂野 友昭

情報の内容、⑤情報共有(第三者提供)に関する規制、⑥信用情報の利用範囲、⑦信用報告に関する文化的コンテキスト:プライバシーに対する社会の見方など――といった7つの要素に分類できると考えられる。

これらの組み合わせで、それぞれ の国の信用報告システムが成立して いるわけだが、この両極端をとって みると、ひとつの端にあるのがアメ リカだ。アメリカでは、経済活動の 促進を重視した上で信用情報の収 集・利用と第三者提供を基本的に認 めている。これも民間主導で行われ てきており、色々な情報が入ってい るし、それに基づいてスコアリング やデータベースマーケティングなど ビジネスの多角化が図られている。 経済のグローバル化に伴う海外進出 なども盛んである。また包括的なプ ライバシー保護法やデータ保護法で はなく、個別法による規制に重点を 置いており、業界の自主的な取り組 みによる個人情報の保護を推奨して いる。データソースもあまり限定さ れず、どこからでも取得でき、目的 についても雇用や保険、不動産のテ ナント審査などにも利用を認めてい る。

しかしこれがグローバルスタン ダードかといえはそうではなく、特 にヨーロッパ諸国では個人のプライ バシーを尊重し、信用情報の収集と 利用、第三者提供にはかなりの制約 をかけている。こうした信用報告シ ステムのあり方を考える場合、どう いった点を見ていくべきかは、①包 括的保護法のほかに個別法策定の議 論が有効かどうか、②情報源をどこ まで制限するか、③第三者提供・共 同利用の制限をどこまで緩和するか (それに対する制約・義務をどうす るかも含め)、④消費者のプライバ シー保護をいかに担保するか、⑤消 費者信用産業に対する参入規制をど うするか、⑥消費者が市場で合理的 に行動できるように、どのように情 報提供をしていくか、またどのよう に消費者教育を行っていくか――と いう6つの点が議論の対照になるの ではないかと考える。

江夏 コナリーさん、いまの論点 についてのご意見があればお聞きし たい。

コナリー 将来に向けての方向性 として、良い点・悪い点を考えてい くと、先ほど木村さんがおっしゃっ たような状況は確かにあると思われ る。クレジットクリニックと呼ばれ るものが、いまアメリカでたいへん ひどい状態にあり、彼らも先ほどの ようにDM を使って、あたかも消 費者の信用記録を浄化できるかのよ うな謳い文句で消費者に近づいてい く。信用情報の内容が悪くなってき たと思う人々に対してアプローチ し、法外な手数料を徴収するが、情 報は全くきれいにはならないという 被害が後を絶たなかった。アメリカ では直ちに法改正を行い、懲罰を科 するようになった。日本においても 先々そうした法律が必要になってく



バリー コナリー

るのではないかと感じた。

もう1点、非常に難しいと思った 部分だが、与信業者から情報機関に 提供される情報がそもそも正確であ るかという点について、正確性の担 保は過去には難しい部分があった。 これは法律という方法ではないかも しれないが、情報機関に提供される 情報の正確性を担保し、万が一間違 いがあればすぐさま訂正できることが必要だ。こ の点、我々はあまり胸を張ってお話 できる状態ではないのが残念だが、 これも重要な問題である。

いずれにしても、いまのアメリカの消費者が置かれている状況は以前よりも改善している。以前であれば、どの情報機関が自分のどんな情報を持ち、誰と共有しているのか、いまは全人がそれをインターネックになったがで見ることができるようにないを発しまれば訂正を要求することができるようにとべて見きる。その結果、本人が間違いを発きる。それだけでも以前に比べて見きる。たれだけでも以前に比べて決定を表ができなかったが、リスクスコの信用が潜在的にどれだけの信用リカ情報が潜在的にどれだけの信用り

スクを持っているか点数が付くシステムがある。アメリカ人の75%は住宅ローンを借りているが、以前ならアメリカの消費者は、なぜローンを申込んで融資を拒否されたかを知るすべがなかったが、今は違っている。やはり本人から問い合わせが来れば、それに明確に答え、開示していくことは当然のことであり、それをいかに整備していくかが重要な視点であろう。

もう1点、タイや中国などのアジ ア諸国を訪問して感じるのは、法律 方式に限らずさまざまな選択肢があ るということだ。もし立法化するの であれば、一方で経済活動の発展を 阻害しないように、かつ消費者の権 利を保護できるように、これらをい かにバランスさせていくかという考 え方が必要である。ヨーロッパのよ うに、情報利用はあまり認めたくな いが、経済の発展のためには仕方な いという考え方で行くのか、あるい はもっと積極的にやっていくのか、 その選択も皆さんがすることだ。た だヨーロッパの状況をみると、結果 的にその後の経済の発展のスピード も遅く、また発展にも限界があると いうのが私の見解である。

江夏 歴史や文化のコンテキストの違いがある以上、必ずしもアメリカ的なやり方でなくとも理解できるという視点に立ってのお話だ。では木村さん、日本の消費者の立場からどのような方向性が考えられるか、あるいはどのような方向に行ってほしいかをお聞きしたい。

木村 今のところ、消費者側の立場から個人信用情報保護法についてのアイディアを出しているのは、2001年に日本弁護士連合会が出した

ものが恐らく唯一ではないかと思 う。この弁護士会の考え方は非常に 厳格なもので、信用情報の自由な流 れとプライバシー保護をどのように 調節していくかという考えに立つも のではなく、情報については消費者 が主権を持っており、それをどう守 るかという視点に立っている。たと えばポジティブな情報については信 用情報の中に含めるべきではないと か、家族の収入はその本人のプライ バシーであって、家族本人の承諾を 得なければ個別の与信企業が聞くこ とすらいけないといった考え方を とっている。たとえば専業主婦が借 りる際は、自分自身の収入がない。 多くの日本人の場合、夫の給与は銀 行振込みなので実質的には家計は主 婦が握っており、夫はそこから小遺 いをもらっているので、私はこれを 専業主婦に対し"専業従夫"だと 言っている。しかしクレジットとな ると、収入のない専業主婦は夫の収 入を明かさなければ借りることがで きない、つまりクレジット社会に参 画できない。夫の収入を明かさなけ ればならないのであれば、夫から同 意書を持ってこいというのが日弁連 の考え方である。

これは非常に厳しい考え方だが、 私はそう厳格に運用しようとして も、実際には難しいのではないかと 個人的には考えている。たとえば、 先ほどコナリーさんがおっしゃった ように、消費者が経済活動の中で自 分のよい情報を利用していける社会 になると、それはそれでなかなか大 変なことになっていく。お金を使う ときに判断材料にされることは当然 として、たとえば会社に勤めるとき に、雇用主から自分の信用情報を 持ってきなさいといわれれば断れない。いままでは、そんな情報は取れないといえば済んだが、開示制度が法的に認められているのだから持ってこいといわれれば、雇用のために情報が使われざるを得なくなるだろう。同じようなことが家を借りるときや物を買うときにも起こるかもしれない。

その意味で、消費者が信用情報に ついての積極的な利用権を持つこと になれば、逆にその権利を使って、 自分のよい情報を出すよう迫られる 場面も出てくるはずだ。これに対 し、そう迫ることを禁止すべきだと いう弁護士もいるが、禁止したとこ ろで、よいクレジットヒストリーを 持っている人は、それが雇用にとっ てよい判断材料にされるのであれば 履歴書に付けて出すだろう。逆に付 けない人は不利益が及ぶので、結局 みな付けて出さざるを得なくなる。 いくらプライバシーという点から情 報の自由な流通を制限しようとして も、それはなかなかできることでは ない。必要なのは、情報のクオリ ティをきちんと高めることや、情報 が勝手に一人歩きすることを防ぐこ とだ。情報化社会の中で、情報がい ろいろな場面で使われていくことを 認めた上で、その中でプライバシー との調整を図っていくという考え方 に、消費者自身も立たなければなら ないと思い始めている。

江夏 先ほど坂野さんが、個別法が必要になる場合、どのようにするかを検討する必要があると述べたが、保護と利用という側面で、どのような法的な対応が必要だろうかという点について、情報機関の立場から、平野さんご意見はあるだろうか。



平野 征人

平野 実は私は大変な危惧を持っ てこの会に臨んでいる。堀部先生の お話にあったように、我々情報機関 は非常に特殊な世界にあり、その情 報を保護するためには独立した個別 法の制定が必要だと常々考えてい る。そのための議論は1980年ごろ、 経済企画庁や当時の行政管理庁など がプライバシー保護問題に取り組ん でいない時期から、すでに個人情報 に関する個別法を持つべく絶えず勉 強が行われてきた。この数年で、大 蔵・通産合同による個人信用情報に 関する保護と利用の在り方について の検討がいよいよ結論を出し、独立 した個別法を作ろうという段階に 至ったとき、ご存じのように住基法 との関係で一般的な基本法制定を優 先するという動きになった。

先ほど来、堀部先生が何度か指摘されたように、一般法が作られていく課程において個別法の必要性に触れた最後の報告書のあたりでは、一般法が制定されても個別法は別に作るのだということが明確にうたわれていた。それがちょうど2年前、現法案のもとになる大綱案が内閣で作られる過程で、必要な分野については別途法的手当をするとは書かれて

はいるが、その対象のひとつとして 「個人信用情報」とは書かれなく なった。

中でも我々が最も注意を払わなけ ればならない条文が、第28条の第三 者への提供に関する部分である。そ の主旨は、同意のないものは第三者 に提供してはならないということで あり、これに続き、本人がやめろと いえばやめなければならないことな どが書かれている。逆に我々がほっ としているのは、あらかじめ範囲を 限定し本人に情報の内容がわかるよ うにしておけば同意は必要ないとさ れている点だ。しかし最後のほう に、利用目的は消費者本人が同意す れば変更できることになっている。 これでは、木村先生からもお話が出 たように、本人がよいといえば利用 目的はどんどん広がってしまう。実 際、住宅ローン会社が本人に情報開 示をさせ書面をもって来させると いった問題はすでに起きている。雇用 目的に使われているケースもある。 余談だが、これに対抗するため、全 情連では開示においては文書を出さ ず、その場でご覧いただきご説明す るという対応に切り換えている。

さらに、情報を共同して利用する 者の範囲を変えた場合、昨年示され た法案ではそれを全部の人に知らせ なければならないことになって適 る。つまり、結局は共同利用の適用 除外の条項は使えないことになりそ うなのである。江崎さんのご説明を 何い、我々としては、個別法がない 限りは、少なくとも現行のシステム のあり方が阻害されないことが保証 されなければ大変なことになると、 でれなければ大変なことになると、 それに則してガイドラインなどが

き、我々はそれに従っていくことに なるが、法案のような形になったと き、現行のシステムにおいてオプト アウトができないということが本当 に担保されるかどうか、非常に心配 している。そうでないと、個人信用 情報機関やそれによって成り立って いる消費者信用産業が崩壊してしま うのではないかという懸念を抱いて いる。少なくともその健全な発展が 阻害され、国民の経済生活にまで大 きな影響を及ぼすのではないかと危 惧している。そのあたりをしっかり 見極めていきたいし、大丈夫である といったお話をいただきたいと思っ ている。

江夏 たいへん切実なアピールを お聞きしたわけだが、これについて 江崎さんはいかがだろうか。

江崎 お答えとしては、コナリーさんの言葉をそのままお借りすれば、「それは皆さんのチョイス」である。なぜかというと、先ほど説明した法案は、すべての事業者に適用するいわゆるミニマムのルールであり、皆さんが行われる仕事がどれだけ消費者からの信頼が重要であると考えるかによって運用の程度が変わってくる。同様に、アメリカでもこれまでの歴史の中でどうやって消費者の信頼を勝ち取っていくかという戦いがあったのだろうと思う。

この法律自体、契約自由の原則に 基づいているので、消費者との間で 「こういう利用目的なら良いでしょ う。」とか、「今後はこうした別の目 的で利用したいが良いですか。」と いった同意をとりながら利用目的を 追加していく分には、法律上は何の 制限も掛かりません。しかしミニマ ム・ルールに準拠して、一々「同 意」を取らないのであれば、「少なくとも本人を不安にさせないための最低限の要件は整えておいてください。」というのがこの法律の基本である。ミニマム・ルールと申し上げたが、これをベースに皆さんの業界のガイドラインとして、消費者との関係において、情報の利用目的は少なくともここまでにしようというものを作っていただくことは自由である。

おそらく、アメリカがたどった道 にはその先があって、そこまでやっ てもどうしても無法者が出るため、 これでは消費者の信用を失い業界が 発展しなくなってしまうことから、 本人からのチェックも含めて法律に 書いてしまおうということだったの ではないかと思う。コナリーさんの ご説明にもあったように、米国法は 法律で最初に利用目的が限定されて いる。日本の法案では、利用目的自 体は限定せず、対外的に明らかにす れば内容は自由。ただし今後、利用 目的を厳格に限定した上で、直罰方 式によって担保することにより、本 人の関与を制限しつつ特定事業者間 では自由に個人情報を流通させると いうことも考えられなくはない。

信用情報の分野において法律とガイドラインのどちらの方向に行くかは、恐らく皆さんの選択になる。業界のガイドラインやこの法案の範囲で対応可能というのであれば、信用情報の分野で生まれるサービスには無限の可能性があると思う。一方、業界内の個人情報の流通度を上げるため、利用目的自体を法律で制限するというのもあり得る。繰り返しになるが皆さんの選択の問題である。したがって、今後どちらに議論が進

んでいくかは、ひとえに各業界にお ける消費者からの信頼獲得をどのよ うに考えるかにかかっていると思わ れる。

江夏 堀部さんは基調講演の中で、個人情報保護法の構造について触れておられたが、いまの江崎さんの議論に関して、単刀直入に、法律かガイドラインかあるいは両方ともかといった点も含め、法律的な面からのご意見をお聞かせいただきたい。

堀部 第2ラウンドでのご発言を



堀部 政男

伺い、平野さんは個別法が必要との 立場であり、江崎さんはそれを否定 はしていないようだが、とりあえず この個人情報保護法案とガイドライ ンでというお考えであり、個別法に はやや否定的なお立場と受け止め た。今後どうしていくかに設論した。 今後どうしているので議論した ならない問題であろう。私 が最初に構想したとさるないう形で関わってきたという形で ともあり、基本法という非常に緩や かなものがあって、その下で個別法 によって対応していくという形で提 起した。



この種の議論は、色々な要件のも とで論じる必要がある。2000年10月 11日に出した「個人情報保護基本法 制に関する大綱 | がもとになってい まの法案ができているわけだが、 1999年の段階と2000年の段階とでも かなり違った動きになっている。状 況が変化していく中でどうしていく のかを考えていかなければ建設的で はないので、諸々の条件の下で考え ていくとすると、まずはこの法案の 形で成立させ、その後に平野さんが 指摘されたような問題に対応するた めに、個人信用情報保護法という単 独の法律が必要なのか、あるいは割 賦販売法や貸金業規制法の中で、信 用情報機関に対する消費者からの信 頼を得るために最低限規定しなけれ ばならないものを、その側面に限っ て改正して対応するのかといったこ とを考えていくという方法もあるだ ろう。

先ほども述べたが、1999年7月6日の中間的整理では、その前の98年6月12日の懇談会報告も踏まえつつ色々な論点を挙げており、個人信用情報の定義についてもそこで述べ、以後も各方面で議論されてきたが、さらに何が必要なのかという法的な

側面での議論を続けていく必要があるのを感じている。その際には、廃案となった法案の11条3項で法制上の措置をとるという余地もある。

大学で研究・教育に携わる立場と しては、大学や学界という場でこの 種の問題をさらに議論し、それを行 政をはじめ国会の議論にも反映させ ていくことが大切であると思う。早 稲田大学に消費者金融サービス研究 所ができ、今回第2回のシンポジウ ムが開かれたわけだが、アメリカの ジョージタウン大学でも、経済学的 側面からのクレジット研究が進んで いる。早稲田大学でも、経済学的側 面だけでなく法的側面からの研究が 蓄積されつつある。こうした積み重 ねがこうした場などを通じてもっと 社会に還元され、それが行政や国会 での議論にも反映されるよう努力し ていく必要があるし、それが今日の シンポジウムの意義でもあると思 う。

江夏 時間があればもう1ラウンド回したいところなのだが、最後に私から、今日のディスカッションの大きな流れを確認して終わりたいと思う。

最初の方で、まず信用情報の有用

性、すなわち消費者信用市場は信用情報機関が支えているということが確認された。ただし、そこで扱われる個人信用情報には個人情報が含まれ、プライバシーの問題が常につきまとっているため、その利用と保護のバランスをどうするかという点が議論された。個人信用情報には経済的・金銭的価値があり、それだけ多くの問題をはらむため、その保護が必要であり、法律なのかガイドラインなのかという点も含め、今まで以上の仕組みが必要であるということ。そうしないと個人信用情報とい



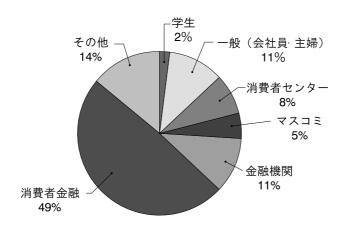
江夏 健一

う仕組みが崩れてしまい、本来は消費者の便益や経済の発展のためになるはずのこうしたメカニズムが崩れてしまうということ。そして最後に、こうした分野の研究はほとんどなされてこなかったので、これから学会や研究所の活動等も含め、さらに研究を進め社会的に還元していかなければならないということだと思う。

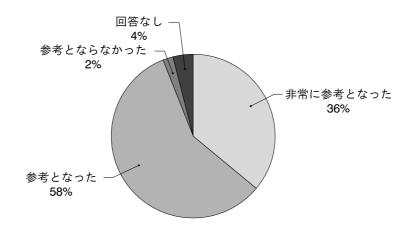
● アンケート集計結果

これからの調査・研究または、公開シンポジウムを検討するにあたっての参考意見とするため、以下の通りアンケート調査を行いました。 *回答数132人

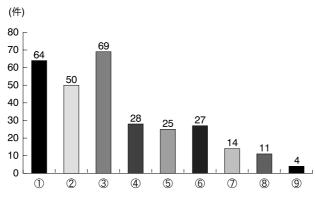
1.職業



2. シンポジウムの感想



3. 今後扱ってほしいテーマ



①金利規制の在り方 ②金融サービス制度と法律 ③多重債務と自己破産

④金銭カウンセリングと金銭教育 ⑤金融事犯問題 ⑥欧米の消費者金融サービス市場

⑦欧米の個人破産問題 ⑧欧米の金銭教育 ⑨その他

問合せ先 早稲田大学消費者金融サービス研究所 リエゾン・オフィス 〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町518番地 司ビル5F TEL: 03-5292-5126 FAX: 03-5292-5136

URL : http://www.waseda.ac.jp/projects/ircfs/

e-mail : ircfs@kurenai.waseda.jp